

定 款

大 豊 建 設 株 式 会 社

定 款

第 1 章 総 則

- 第 1 条 当社は、大豊建設株式会社と称する。
英文では、DAIHO CORPORATIONと表示する。
- 第 2 条 当社は、次の事業を営むをもって目的とする。
1. 土木建築工事の請負
 2. 土木建築工事の設計、監理およびコンサルティング
 3. 水力発電に関する調査、測量、設計の受託施行
 4. 圧縮空気潜函工法による設計および施工
 5. 建設工事用機械の設計、製作、修理、販売および賃貸に関する事業
 6. 不動産の売買、賃貸、管理および仲介に関する事業
 7. 地域開発・都市開発等に関する調査、設計およびコンサルティング
 8. 土壌の浄化および水質浄化等の環境汚染修復に関する事業
 9. 産業廃棄物の収集、運搬、処理、再利用事業
 10. 上記 8、9 に関するコンサルティング業務
 11. 前各号に付帯する一切の事業
- 第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。
- 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人
- 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

- 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,200万株とする。
- 第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
- 第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。
- 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利
- 第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
- 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
- 第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

- 第 13 条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合に、随時招集する。
- 第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
- 第 17 条 株主総会の招集および議長には、代表取締役（執行役員社長）があたる。
代表取締役（執行役員社長）が事故ある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
- 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役および取締役会

第 19 条 当会社の取締役は、10名以内とする。

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条 取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。

前項のほか、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副会長1名を定めることができる。

第 23 条 代表取締役（執行役員社長）は、取締役会の決議を執行し、社務の全般を統轄する。

代表取締役（執行役員社長）が事故ある場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

第 24 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 25 条 取締役をもって取締役会を組織し、当会社の業務の執行を決する。

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前に発する。

ただし、緊急の必要ある場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

第 27 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条 取締役会の招集者および議長には、取締役会においてあらかじめ定めた取締役があたる。

当該取締役が事故ある場合は、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第 29 条 取締役会の決議により当会社に支配人、顧問および相談役を置くことができる。

第 30 条 法令または本定款に定めるもののほか、当会社の取締役会に関する扱いについては、取締役会で定める取締役会規程による。

第 31 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

第 32 条 当社の監査役は、4名以内とする。

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 34 条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。

第 35 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

第 38 条 法令または本定款に定めるもののほか、当社の監査役会に関する扱いについては、監査役会で定める監査役会規程による。

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 40 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

第 41 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 43 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役（執行役員社長）が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 45 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第 46 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

第 47 条 期末配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

未払期末配当金については利息を付さない。

附 則

第21条の規定にかかわらず、2020年6月26日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2022年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。

昭和24年3月10日	作成	昭和50年5月27日	変更
昭和24年8月27日	変更	昭和54年6月26日	変更
昭和26年12月26日	変更	昭和57年6月26日	変更
昭和30年5月27日	変更	昭和62年6月26日	変更
昭和31年5月25日	変更	平成3年6月27日	変更
昭和32年5月27日	変更	平成6年6月29日	変更
昭和33年5月27日	変更	平成11年6月29日	変更
昭和35年5月27日	変更	平成14年6月27日	変更
昭和37年5月29日	変更	平成15年6月26日	変更
昭和39年5月28日	変更	平成17年6月29日	変更
昭和42年5月31日	変更	平成18年6月29日	変更
昭和44年5月30日	変更	平成21年6月26日	変更
昭和45年5月28日	変更	平成27年6月26日	変更
昭和46年5月27日	変更	平成30年10月1日	変更
昭和47年5月27日	変更	令和3年6月29日	変更
昭和48年5月26日	変更		